

令和元年（フ）第2771号

破産者 株式会社根来

破産管財人 渡 邊 徹

債権届出期間及び債権調査期間の通知

令和2年11月2日

債権者 各位

大阪地方裁判所第6民事部再建型・大型事件係

裁判所書記官 山本省平

TEL 06-6364-6975



当裁判所は、頭書破産事件について、次のとおり債権届出期間及び債権調査期間を定め
ましたので通知します。

1 破産債権の届出期間

令和2年12月25日まで

2 破産債権届出書の提出先

〒530-8522

大阪市北区西天満2丁目1番10号

大阪地方裁判所第6民事部 再建型・大型事件係 行

* 封筒の表に赤で「令和元年（フ）第2771号債権届出書在中」と記載して下さい。

3 破産債権の調査をするための期間

令和3年3月26日から同年4月8日まで

注) 【破産債権の届出の方法等について】を必ずお読みください。

破産債権届出書 (従業員以外の方用)

大阪地方裁判所第6民事部再建型・大型事件係 御中	令和 年 月 日
住所(本店所在地 ※1) 〒 -	
通知場所 <input type="checkbox"/> 住所と同じ <input type="checkbox"/> 〒 -	
法人名(□資格証明書原本を添付 ※2)	
氏名又は代表者名 ※3	印
TEL - - FAX - -	担当者名
代理人が届出をする場合(□委任状原本を添付 ※4)	
代理人の住所 〒 -	
代理人の氏名	印
TEL - - FAX - -	担当者名
配当額が1000円未満の場合も配当金を受領します。 ※5 □令和 年 月 日付破産債権届出書を以下のとおり訂正いたします。	

振込費用は、個別の配当金からは差し引かず、破産財団から支出されることとなります。

届出債権の表示

債権の種類	債権額(円)	債権の内容及び原因	別除権 ▼1へ ※6	訴訟・ 判決等 ▼2へ ※7	証拠 書類 (写しを 添付 ※8)
売掛金		<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの取引 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貸付金		<input type="checkbox"/> 貸付日 年 月 日 弁済期 年 月 日 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
請負代金		<input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日までの取引 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
手形・ 小切手		<input type="checkbox"/> 手形番号・小切手番号() <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保証債権			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求償権			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
将来の 求償権			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
約定利息金		<input type="checkbox"/> 元金 円に対する 年 月 日から 年 月 日まで年 %の割合 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
遅延損害金		<input type="checkbox"/> 元金 円に対する 年 月 日から 破産手続開始決定前日まで年 %の割合 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

▼1 届出債権について別除権(担保権)がある場合 ※6 □以下のとおり □別紙のとおり

担保権の種類(抵当権等)	担保権の目的物	予定不足額(円)	資料(写しを添付 ※9)
			<input type="checkbox"/>

▼2 届出債権について訴訟が係属しているか判決等がある場合 ※7 □以下のとおり □別紙のとおり

裁判所	事件番号	有名義債権(□写しを添付 ※10)
	年()第 号	<input type="checkbox"/> 終局判決 <input type="checkbox"/> 執行力ある債務名義

この届出書に書ききれないときは、別紙(A4判)に記載してください。

届出期間
債権調査期間令和2年12月25日まで
令和3年3月26日から同年4月8日まで

裁判所	
受付番号	

【破産債権の届出の方法等について】

(※は債権届出書の該当部分に対応)

1 破産債権届出書の提出方法

(1) 従業員以外の方（金融機関、取引先、保証人等）の届出方法

ア 提出の必要性

債権を有していない方は、破産債権届出書を提出する必要はありません。

イ 記載方法

(ア)届出債権者の表示

法人の場合、登記上の本店所在地 ※1，代表者名 ※3 の記載を忘れないようにしてください。支店や担当部署名は、通知場所欄に記載してください。

押印は、実印に限るものではありませんが、配当の際にも同一の印鑑による押印が必要になります。配當時まで使用できる印章による押印をお願いします。

届出債権者の電話番号・FAX番号の記載欄には、担当部署直通の番号を記載してください。

(イ)債権の表示

「破産債権届出書」の「届出債権の表示」の該当する欄に、債権の種類、額、内容及び原因などを記載してください。該当する欄がない場合は、空欄に書いてください。

(ウ)別除権（担保権）を有している場合 ※6

質権、抵当権、根抵当権、譲渡担保権などの担保権がついている債権を届出する場合は、「届出債権の表示」の「別除権」欄にチェックをした上で、「▼1」に担保権の種類、目的物、予定不足額（担保権で回収しきれないと思われる金額）を記載してください。

(エ)裁判中の場合、判決等を有している場合 ※7

届出する債権について、現在裁判中である場合や、判決等があつて有名義債権にあたる場合には、「届出債権の表示」の「訴訟・判決等」欄にチェックをした上で、「▼2」に必要事項を記載してください。

なお、有名義債権とは、判決（確定している必要はありません。）、仮執行宣言付支払督促、家事審判書、和解調書・調停調書・公正証書（いずれも執行文が付与されたもの）がある場合がこれにあたります。

(オ)用紙が不足する場合

適宜のA4判の用紙を別紙として書いてください。

ウ 添付資料

(ア)法人が届出をする場合

資格証明書（法務局作成の代表者事項証明書又は履歴事項全部（一部）証明書の原本※2）

(イ)代理人により届出をする場合

債権者本人作成の委任状（写し不可※4）

(ウ)債権の存在を証明する証拠書類の写し ※8

証拠が添付されていなかったり、不足している場合、届出債権が認められないことがあります。

(例)・売掛金	請求書控，仕切伝票，帳簿記載部分
・貸付金	借用証書，金銭消費貸借契約書
・請負代金	請負契約書，請求書
・手形金，小切手金	手形・小切手の表面・裏面（裏は白紙でも必ず）
・保証債権	保証契約書
・求償権，将来の求償権	保証委託契約書，代位弁済した際の領収書
・立替金	契約書，残高明細書
・リース料	リース契約書，残高明細書

(エ)別除権（担保権）を有している場合 ※9

- ・担保権の種類（抵当権など）と目的物の内容がわかる書面（不動産登記事項証明書，契約書，公正証書等）の写し
- ・予定不足額（担保権を実行した後に回収不足額になる見込みの金額）を計算した書類

(オ)判決等を有している場合 ※10

公正証書，判決，和解・調停調書等の写し

エ 提出部数

破産債権届出書，添付書類は，いずれも各1部を提出してください。

届出書のコピーを手元に置いておくと問合わせの際に便利です。

オ 提出期限

破産債権届出書の左下に記載してあります。期限までに裁判所に必着するよう提出してください。期限に遅れると余分な経費が必要になったり，債権者としての権利行使が認められなくなったりする場合がありますので，期限は必ず守ってください。

カ 提出先

〒530-8522 大阪市北区西天満2丁目1番10号

大阪地方裁判所第6民事部再建型・大型事件係」です。

郵送でも持参でも結構ですが，郵送の場合，封筒の表に朱筆で「令和元年(フ)第2771号債権届出書在中」と記載してください。

(2) 従業員の方の届出方法

ア 記載方法

未払給料，賞与，その他手当，解雇予告手当，退職金などの雇用関係に基づいて発生する債権（労働債権）については，同封した「労働債権等届出書」に記載して届出をしてください。

労働債権については，法律によって，破産手続開始決定前3か月分の給料など，

一定の範囲の金額が、配当などの点であなたにとってより有利な性質の債権（「財団債権」といいます。）として取り扱われることになっていますが、計算が複雑なため、とりあえず未払いの労働債権全部についてこの労働債権等届出書で届出しておいていただければ結構です。財団債権として認めて、配当の点であなたに有利に取り扱うことにする部分については、後日、破産管財人が、「〇〇円は財団債権として認める。」と記載した「異議通知書」という書類をお送りして、お知らせすることになります（財団債権として認めた場合は、破産債権としては認めないこととなりますが、そのことによる不利益はありません。）。

なお、会社にお金を貸し付けた、というような場合は、労働債権ではなく、一般の破産債権になりますので、上記(1)の「破産債権届出書」に別途記載するようにしてください。

イ 添付資料

最近に支払われた給与明細書などがあれば写しを添付してください。資料が十分でない、という場合は、破産管財人にご相談ください。

ウ 提出部数、提出期限、提出先

(1)の一般の債権者の方の記載方法と同じです。

- (3) 破産債権届出書を提出した後に追加証拠、取下書、承継届出書等を提出する場合の提出先

債権届出期間（債権届出書の左下に記載されています。）が過ぎるまでの間は裁判所あてに提出し、それ以後は破産管財人の事務所あてに郵送で提出してください（持参可）。

- (4) 裁判所からの連絡先の届出について

裁判所からの連絡について、破産債権届出書に記載した住所等以外の場所で書面による通知等を受けることを希望する場合には、その受け取りを希望する場所をA4判の用紙に記載して、裁判所あてに郵送又は持参で提出してください。

2 提出した破産債権届出書を訂正する場合

訂正内容を記載したA4版の用紙で作成した書面を破産管財人の事務所あてに郵送で提出してください（持参可）。提出先は、破産管財人に確認してください。なお、破産債権届出書用紙を使用する場合には、※5をチェックし、提出した破産債権届出書の作成日を記載してください。

3 届け出られた破産債権の調査について

届け出られた破産債権について、破産管財人から裁判所に認否書が提出されるとともに、破産管財人が認めない場合には当該破産債権を有する破産債権者にその旨が通知されます。

また、認否書は、債権調査期間も含め利害関係人の閲覧・謄写に供され、届出をした破産債権者から書面による異議が提出されたときは、当該異議に係る破産債権を有する破産債権者に裁判所からその旨が通知されます。

4 **債権者集会等**について

本件においては、財産状況報告集会及び債権調査等のための期日は指定されていません。

5 **問い合わせ先**について

当裁判所は、個別の債権についての質問はお受けできません。

破産債権届出書に関するご不明な点は、下記破産管財人事務所にご連絡ください。

記

大阪府中央区北浜3丁目6番13号 日土地淀屋橋ビル

弁護士法人淀屋橋・山上合同

弁護士 渡 邊 徹 (破産管財人)

弁護士 金 大 燁 (管財人代理)

TEL 06-6202-4776 FAX 06-6202-3375